

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第38条の2の規定に基づく第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供に係る届出

届出日	平成28年7月29日
-----	------------

・以下の記載内容には、変更届出の内容が含まれる。

【 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（卸元電気通信事業者） 】

名 称	西日本電信電話株式会社（NTT西日本）
住 所	〒534-0024 大阪府大阪市都島区東野田町4-15-82
代表者	代表取締役社長 森林 正彰

【 卸電気通信役務の種類・卸電気通信役務の提供の業務開始年月日・業務区域 】

卸電気通信役務の種類	卸電気通信役務の提供の業務開始年月日	業務区域
<ul style="list-style-type: none"> ・加入電話 ・総合デジタル通信サービス （中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。） ・IP電話 ・FTTHアクセスサービス ・DSLアクセスサービス ・FWAアクセスサービス ・ATM交換サービス ・公衆無線LANアクセスサービス ・広域イーサネットサービス ・専用役務（国内電気通信役務であるもの） 等 	—	富山県、石川県、福井県、 岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県

注1 NTT西日本が提供する電気通信役務のうち、利用者が自らの電気通信役務の用に供することが可能な役務を記載。

注2 FTTHアクセスサービス等については、平成27年2月1日から「光コラボレーションモデルに関する契約」による卸電気通信役務の提供が行われている。

IP電話単体のサービス（第1種サービス）については、令和5年3月31日からは「光コラボレーションモデルに関する契約」による卸電気通信役務の提供が行われている。

注3 フレキシブルファイバは、専用役務のうち、国内電気通信役務であるものに該当。

【 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第25条の7第4号に規定する事項に係る届出内容の概要 】

<p>卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（卸先電気通信事業者）の名称</p>	<p>全卸先電気通信事業者について届出</p> <p>※以下に該当する卸先電気通信事業者については、各事項に関する契約書その他の書面の写しについても提出</p> <p>(1) NTT西日本の特定関係法人[※]であって、NTT西日本から提供を受けるF T T Hアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が5万以上の電気通信事業者</p> <p>(2) NTT西日本から提供を受けるF T T Hアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が50万以上の電気通信事業者</p> <p>(3) その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（移動通信事業者）であって、NTT西日本から提供を受けるF T T Hアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が3万以上の電気通信事業者</p> <p>※ 特定関係法人については、電気通信事業法第12条の2第4項第1号参照。</p>
<p>卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務</p>	<p>○ F T T Hアクセスサービス(保守の態様による細目がタイプ1-1に係るもの) (1Gb/sまでのもの)</p> <p>○ F T T Hアクセスサービス(保守の態様による細目がタイプ1-1に係るもの) (10Gb/sのもの)</p> <p>○ F T T Hアクセスサービス(保守の態様による細目がタイプ1-2に係るもの) (1Gb/sまでのもの)</p> <p>○ F T T Hアクセスサービス(保守の態様による細目がタイプ1-2に係るもの) (10Gb/sのもの)</p> <p>○ F T T Hアクセスサービス(保守の態様による細目がタイプ2に係るもの) (1Gb/sまでのもの)</p> <p>○ F T T Hアクセスサービス(保守の態様による細目がタイプ2に係るもの) (10Gb/sのもの)</p> <p>○ I P電話単体のサービス (第1種サービス) (保守の態様による細目がタイプ1に係るもの)</p> <p>○ I P電話単体のサービス (第1種サービス) (保守の態様による細目がタイプ2に係るもの)</p> <p>○ F T T Hアクセスサービスとともに提供されるI P電話サービス (第2種サービス)</p> <p>※ F T T Hアクセスサービスのうち「保守の態様による細目がタイプ1-1に係るもの」は保守対応時間が午前9時から午後5時までのもの。「保守の態様による細目がタイプ1-2に係るもの」はタイプ1-1の保守対応時間を拡大し、保守対応時間が午前7時から午後10時までのもの（サービス名：7-22 時出張修理オプション）。「保守の態様による細目がタイプ2に係るもの」はタイプ1-1の保守対応時間を拡大し、24時間としたもの（サービス名：24時間出張修理オプション）。</p> <p>※ I P電話単体のサービス (第1種サービス) のうち「保守の態様による細目がタイプ1に係るもの」は保守対応時間が午前9時から午後5時までのもの。「保守の態様による細目がタイプ2に係るもの」はタイプ1の保守対応時間を拡大し、24時間としたもの（サービス名：24時間出張修理オプション）。</p>
<p>卸電気通信役務に関する料金</p>	<p>以下、具体的な料金額については非公表。</p>

[F T T Hアクセスサービス]

- 定額メニュー（保守の態様による細目がタイプ 1-1 に係るもの（1Gb/s までのもの））の月額料金（戸建及び集合）
 - 二段階定額メニュー（保守の態様による細目がタイプ 1-1 に係るもの）の月額基本料及び情報量に応じた加算額（戸建）
 - 定額メニュー（保守の態様による細目がタイプ 1-1 に係るもの（10Gb/s のもの））の月額料金（戸建及び集合）
 - 定額メニュー（保守の態様による細目がタイプ 1-2 に係るもの（1Gb/s までのもの））の月額料金及び保守の態様による細目がタイプ 1-2 のものに係る加算料（戸建及び集合）
 - 二段階定額メニュー（保守の態様による細目がタイプ 1-2 に係るもの）の月額基本料、情報量に応じた加算料及び保守の態様による細目がタイプ 1-2 のものに係る加算料（戸建）
 - 定額メニュー（保守の態様による細目がタイプ 1-2 に係るもの（10Gb/s のもの））の月額料金及び保守の態様による細目がタイプ 1-2 のものに係る加算料（戸建及び集合）
 - 定額メニュー（保守の態様による細目がタイプ 2 に係るもの（1Gb/s までのもの））の月額料金及び保守の態様による細目がタイプ 2 のものに係る加算料（戸建及び集合）
 - 二段階定額メニュー（保守の態様による細目がタイプ 2 に係るもの）の月額基本料、情報量に応じた加算料及び保守の態様による細目がタイプ 2 のものに係る加算料（戸建）
 - 定額メニュー（保守の態様による細目がタイプ 2 に係るもの（10Gb/s のもの））の月額料金及び保守の態様による細目がタイプ 2 のものに係る加算料（戸建及び集合）
- ※ 二段階定額メニューは、月額料金が、月間累計情報量が下限値以下の場合には基本料のみ、下限値を超え上限値以下の場合には基本料に情報量に応じた加算料を加えた額、上限値を超える場合は基本料に定額の加算料を加えた額となるメニュー

[I P電話]

- I P電話単体のサービス（第1種サービス）（保守の態様による細目がタイプ 1 に係るもの）のメニュー 1 に係るものの月額基本料及び通信料金
- I P電話単体のサービス（第1種サービス）のメニュー 2 に係るものの月額基本料、通信料金及びメニュー 2 の基本通信料

- I P電話単体のサービス（第1種サービス）（保守の態様による細目がタイプ2に係るもの）のメニュー1に係るものの月額基本料、通信料金及び保守の態様による細目がタイプ2のものに係る加算料
 - I P電話単体のサービス（第1種サービス）のメニュー2に係るものの月額基本料、通信料金、メニュー2の基本通信料及び保守の態様による細目がタイプ2のものに係る加算料
 - F T T Hアクセスサービスとともに提供される I P電話サービス（第2種サービス）のメニュー1-1に係るものの月額基本料、通信料金及び1のチャンネルごとの定額通信料
 - F T T Hアクセスサービスとともに提供される I P電話サービス（第2種サービス）のメニュー2に係るものの月額基本料、通信料金及び1のチャンネルごとの定額通信料
 - F T T Hアクセスサービスとともに提供される I P電話サービス（第2種サービス）のメニュー3に係るものの月額基本料、通信料金及び1のチャンネルごとの定額通信料
- [F T T Hアクセスサービス・ I P電話]
- セット契約に係る利用料金の割引
 - 1契約ごとの転用手続き費
 - 1契約ごとの事業者変更手続き費
 - 工事に関する費用（F T T Hアクセスサービスのみ）
 - ・基本工事費、1の工事ごとに基本額、加算額及び交換機等工事のみの場合の料金
 - ・交換機等工事費 1契約者回線ごとの料金
 - ・回線終端装置工事費 屋内配線設備の部分 1配線ごとの料金（戸建及び集合）
回線終端装置の部分 1装置ごとの料金
 - ・機器工事費 配線設備多重装置 1の工事ごとの料金
回線接続装置であって上記以外の場合の料金
 - 利用の一時中断に関する工事
 - 品目若しくは細目（保守の態様による細目を除く）等の変更に関する工事
 - 工事の着手等に関する工事

	<p>○割増工事費の一部適用除外（F T T Hアクセスサービスのみ）</p> <p>○その他の料金及び工事に関する費用</p> <p>○工事に関する費用等の割引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者回線の移転の工事に関する費用の割引 ・フレッツ・ADSL、フレッツ・ISDN、INSネット64、INSネット64ライト、INSネット1500、NTT東日本・西日本以外の電気通信事業者が提供するADSLサービス、ケーブルテレビ事業者が提供するインターネットサービスから光回線へ移行する際の初期費用の一部の割引（F T T Hアクセスサービスのみ） ・新規申込時の初期工事費の割引（10Gb/s）（F T T Hアクセスサービスのみ） ・二段階定額メニューから他品目へ品目変更する際の工事費用の割引 ・岡山県勝田郡奈義町におけるフレッツ光マイタウンファミリー、ファミリーライトタイプからフレッツ光ネクストへ移行する際の工事費用の割引 <p>○特殊詐欺等の犯罪被害を受け、又は受けるおそれがある場合に電話番号を変更する際の工事費用の適用除外（I P電話のみ）</p>
<p>卸元電気通信事業者が卸先電気通信事業者に支払う金銭等</p>	<p><奨励金等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下、「卸元電気通信事業者」という。）は、当該提供卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下、「卸先電気通信事業者」という。）が提供するサービスの新規販売、及び継続利用の促進等を目的とした奨励金（以下、「奨励金等」という。）を設定することがある。 ・卸元電気通信事業者は、卸先電気通信事業者に対して書面により一方的な通知を行うことで、新たな奨励金等を設定、若しくは既に存在する奨励金等を変更又は廃止することができる。なお、卸元電気通信事業者は、奨励金等の設定、変更、又は廃止に係る通知を行う場合、その設定、変更、又は廃止が有効となる日の1か月前までに卸先電気通信事業者に通知する。 ・卸元電気通信事業者は奨励金等に消費税相当額を付加した額を卸先電気通信事業者が指定する金融機関の口座に振り込み支払う。また、振り込み手数料は卸元電気通信事業者が負担する。 ・禁止事項の規定の違反をはじめ、卸先電気通信事業者が契約の定め反する行為を行った場合、あるいは不正に奨励金等を取得しようとした場合は、卸元電気通信事業者は卸先電気通信事業者に対する一切の奨励金等の支払い義務を免れるものとする。なお、既に奨励金等が支払われている場合は、その奨励金等の額に、消費税相当額、振り込み手数料、支払日から返還日までの民法第404条に定める法定利率に相当する額を加えた額を、卸元電気通信事業者は卸先電気通信事業者に対して返還請求できるものとし、卸先電気通信事業者はこれに従うものとする。 <p>[F T T Hアクセスサービス]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 契約あたりの新規販売奨励金(1Gb/s までのもの) ○ 1 契約あたりの新規販売奨励金 (10Gb/s のもの) ○ 光回線の申込キャンセル抑止に向けた支援金 (契約者回線の設置等に係る工事が完了するまでの期間に卸先電気通信事業者がその利用者に対して F T T H アクセスサービスの代替となる通信機器を提供する場合等において適用されるもの) ○ 1 契約あたりの品目変更奨励金 (二段階定額メニューから他品目への品目変更を行う場合において適用されるもの) <p>[I P 電話]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 契約あたりの新規販売奨励金 (第 2 種サービスのメニュー1-1 に係るもの) の基本額及び新規で F T T H アクセスサービスとともに提供される場合の加算額 ○ 1 契約あたりの新規販売奨励金 (第 2 種サービスのメニュー1-2 に係るもの) の基本額及び新規で F T T H アクセスサービスとともに提供される場合の加算額 ○ 1 契約あたりの新規販売奨励金 (第 2 種サービスのメニュー 2 及び 3 に係るもの) の基本額及び新規で F T T H アクセスサービスとともに提供される場合の加算額 ○ 1 契約あたりの品目変更奨励金 (転用、事業者変更を伴う品目変更は対象外とし、二段階定額メニューから I P 電話単体のサービス (第 1 種サービス) へ変更を行う場合において適用されるもの) ○ 付加サービス (ナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエスト) の新規販売奨励金
<p>卸元電気通信事業者及び卸先電気通信事業者の責任に関する事項</p>	<p>【卸元電気通信事業者及び卸先電気通信事業者の責任】</p> <p>< 守秘義務について ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者は、契約に関連して相手方から機密である旨明示され開示される相手方の営業上・技術上の機密を、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならず、また契約の履行の目的以外に使用してはならないものとする。 ・機密情報のうち次に該当する情報は、守秘義務を負う機密情報として扱われないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報 (2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報 (3) 相手方から開示された情報によらずして、独自に開発した情報 (4) 公知のもの又は受領した当事者の責によらないで公知となったもの (5) 相手方が書面により機密情報として取り扱わないことに同意した情報

- ・卸先電気通信事業者と卸元電気通信事業者との間で契約前に締結した機密保持契約にて授受した機密情報についても、契約に従って維持するものとする。
- ・卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者は、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求または命令により請求された場合、機密である旨を明確にしたうえで機密情報を第三者に開示することができることとする。ただし、卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者は、直ちにかかる請求及び開示の内容について、機密情報を開示する前に、相手方に通知するものとし、かかる請求を遵守するために必要な範囲に限定して開示するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。なお、判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求または命令により機密情報の開示が強制され、機密情報を開示する前に相手方に通知することができない場合には、開示後、速やかに、相手方に通知するものとする。
- ・卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者は、電気通信事業法に係る省令および要請等に基づく、総務省への届出および報告等については、一切の相手方への通知を必要とすること無く行うことができるものとする。
- ・相手方の機密情報を保護する義務は、契約終了の日から3年後まで存続する。また、相手方が契約期間内または契約終了後30日以内に書面により要求した場合、書面、図面及びそれらの複製の範囲に当たる有形な機密情報を要求後30日以内に返還するか、若しくは相手方の指示により処分するものとする。

<責任者の選定について>

- ・卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者は、責任者を選定し相手方に通知するものとする。なお、責任者に変更があった場合は、相手方への通知によって変更可能とする。

<権利義務の譲渡等について>

- ・卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者は、相手方の書面による事前承諾なしに、契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡その他の処分若しくは承継させることはできないものとする。

<契約の変更について>

- ・契約に定める内容は、両当事者による書面での合意によってのみ変更することができるものとする。
- ・上記にかかわらず、卸元電気通信事業者は卸先電気通信事業者の同意を得ることなく別紙に定める契約約款等を変更できることとし、その場合は、変更後の契約約款等の定めを契約に適用することとする。

<契約の解除について>

- ・卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者が、契約の終了を希望する日の90日前までに書面で相手方に通知した場合、契約が終了するものとする。ただし、所在不明等で相手方に連絡が取れない場合は、従前の連絡先宛に通知を発送してから90日を経過した時点で契約が終了するものとする。
- ・上記にかかわらず、卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者は、相手方に以下の各号の一つに掲げる事由が生じたときは、催告を要さず直ちに契約を解除することができる。
 - (1) 電気通信事業者でなくなったとき
 - (2) 信用・名誉又は信頼関係を毀損させる行為を為したとき

- (3) 公序良俗に違反したとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生の申立があったとき
- (5) 手形交換所の取引停止処分、差押又は滞納処分を受けたとき
- (6) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき
- (7) 第三者の知的財産権その他の権利（契約に関するものに限らない）を故意に侵害しているとき
- (8) 契約を締結するにあたり、虚偽の内容の申告をしたとき又は故意に誤解を生じさせたとき
- (9) 他に別段の定めがある場合を除き、卸先電気通信事業者又は卸元電気通信事業者が契約の定めに違反した場合であって、卸先電気通信事業者又は卸元電気通信事業者がその違反した相手方に書面により改善を申し入れた日から30日を経過した時点で、その相手方に改善がみられないとき

- ・上記は、損害賠償の請求を妨げない。
- ・卸先電気通信事業者又は卸元電気通信事業者に（1）から（9）のいずれかの事由が生じたときは、契約に基づく債務について、当然に期限の利益を失うものとする。

<反社会的勢力の排除について>

- ・卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

- ・卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- (1) 上記に違反したとき
- (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ①相手方に対する暴力的な要求行為
 - ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他①～④に準ずる行為

- ・卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者は、上記により契約を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとする。

<損害賠償について>

- ・卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者は、本契約の規定に違反し、相手方又は第三者に損害を与えたときは、直ちに一切の損害（訴訟費用並びに弁護士費用を含む）を賠償するものとする。

<不可抗力の免責について>

- ・戦争、テロ行為、暴動、天災地変、法令の改廃・制定、公権力による処分・命令、ストライキその他の争議行為、その他の不可抗力により、卸先電気通信事業者又は卸元電気通信事業者に契約の全部又は一部の履行の遅滞又は不能が生じた場合は、互いにその責任を負わないものとする。

<紛争の解決について>

- ・契約に関し、卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者との間で疑義、相違、紛争が発生した場合、両当事者は信義誠実の原則に従い、相互の協議によりこれを解決するものとする。
- ・協議が整わなかった場合、契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【卸元電気通信事業者の責任】

<適用について>

- ・卸元電気通信事業者は、卸先電気通信事業者が、自らの責任により自己のものとして利用者に電気通信サービスを提供することを目的として、卸先電気通信事業者に対し、契約に定める条件等で当該提供卸電気通信役務を提供する。

<料金業務について>

- ・卸元電気通信事業者は、卸先電気通信事業者から申し込まれた当該提供卸電気通信役務に係る利用料、工事費及び手続き費等を原則として暦月ごとに取りまとめ、翌月20日を目途に卸先電気通信事業者に請求する。
- ・卸元電気通信事業者は、上記の請求に係る内訳書を卸元電気通信事業者に事前に通知することとする。
- ・卸元電気通信事業者は、上記の内訳書に対する異議通知を卸先電気通信事業者から受領した場合、その内容の審査を行い、その内容が正当だと認められた場合には請求に係る内訳書の補正を行い、該当月の請求書を発行する（以下、「料金補正」という。）。なお、卸元電気通信事業者が指定する期日の直前に卸先電気通信事業者が大量の料金補正依頼を行った等の場合は、その請求が正当であった場合でも料金補正が該当月以降の請求に反映さ

れる場合がある。

<個人情報取扱いについて>

- ・卸元電気通信事業者は、卸先電気通信事業者が通知する、卸先電気通信事業者が提供するサービスの申込者又は利用者から取得した、氏名、住所等、卸元電気通信事業者が契約で定める当該提供卸電気通信役務を卸先電気通信事業者に提供するために必要な情報を記録・保有するものとする。
- ・卸元電気通信事業者は、卸先電気通信事業者から通知された卸先電気通信事業者が提供するサービスの申込者又は利用者の情報を、契約に関する業務の遂行以外の目的に使用することはできない。

【卸先電気通信事業者の責任】

<商標の利用について>

- ・卸先電気通信事業者が、契約に基づき提供するサービスにおいて、卸元電気通信事業者等が権利を有する登録商標又は商標（以下、「商標等」という。）を使用するときは、事前に書面による承諾を得るものとし、その使用にあたっては、別に定める「光コラボレーションに関する商標使用規約」を遵守するものとする。
- ・卸先電気通信事業者が、卸元電気通信事業者の承諾を得ずに商標等を使用した場合、あるいは不適切な方法で使用していると卸元電気通信事業者が認めた場合、卸元電気通信事業者はその使用中止又は使用方法の変更を求めることができ、卸先電気通信事業者はこれに従うものとする。
- ・卸先電気通信事業者が商標等の使用を変更する必要がある場合、変更に伴い発生する費用は卸先電気通信事業者が負担するものとする。また、契約が終了した以降も同様とする。
- ・卸先電気通信事業者が、契約に基づき提供するサービスの販売を第三者（以下、「当該委託の受託者」という。）に委託する場合であって、当該委託の受託者が商標等を使用する場合、卸元電気通信事業者は卸先電気通信事業者がその商標等を使用しているものとみなし、契約で規定する条件と同一条件で、当該委託の受託者がその商標等を使用することを認める。なお、当該委託の受託者が契約の定め違反した場合、卸先電気通信事業者が卸元電気通信事業者に対して責任を負うものとする。
- ・契約が終了した場合、卸先電気通信事業者は自己の責任と負担において、商標等の使用を直ちに中止するものとする。

<申込みの方法等について>

- ・卸先電気通信事業者は、契約に基づき提供する卸先電気通信事業者のサービスの新規利用に係る申込みを受け付け、これに伴い当該サービスに係る当該提供卸電気通信役務の提供を卸元電気通信事業者に申し込む場合、又は移転、解約等によりそのサービスの利用者情報に変更が生じ、これに伴い当該サービスに係る当該提供卸電気通信役務の移転、解約等を卸元電気通信事業者に申し込む場合、所定の契約申込書を指定する方法で提出する。なお、卸先電気通信事業者と卸元電気通信事業者の間で授受される、卸先電気通信事業者が提供するサービスの申

込者又は利用者の個人情報については、個人情報の取り扱いの規定に従って取り扱うこととする。

- ・卸先電気通信事業者からの申込み内容に不備があった場合、必要に応じ、卸元電気通信事業者は卸先電気通信事業者に対して、卸先電気通信事業者が提供するサービスの申込者又は利用者への再対応を依頼することができるものとし、卸先電気通信事業者はこれに従うものとする。
- ・卸先電気通信事業者に、料金その他の債務について、支払期限を経過してもなお支払わないことや「電気通信事業法」、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」等の電気通信事業に係る法令及びガイドラインの遵守がなされない場合等の契約不履行がある場合、申込内容に不備がない場合であっても、卸元電気通信事業者は卸先電気通信事業者からの申込を受付けない場合がある。

<料金業務について>

- ・卸先電気通信事業者は、卸元電気通信事業者からの請求に基づき、当該提供卸電気通信役務に係る利用料、工事費及び手続き費等を卸元電気通信事業者が指定した期日までに所定の方法で、卸元電気通信事業者に支払う。
- ・卸元電気通信事業者が通知した請求に係る内訳書について、卸先電気通信事業者がその内容に異議がある場合、卸先電気通信事業者は、卸元電気通信事業者が定める期日までに卸元電気通信事業者に対してその旨を通知する必要がある。

<設備保全の義務について>

- ・卸先電気通信事業者は、契約に基づき卸元電気通信事業者が卸先電気通信事業者に提供する設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととする。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又は卸元電気通信事業者が認めるときは、この限りでない。
- ・卸先電気通信事業者が、契約に基づき卸元電気通信事業者が卸先電気通信事業者に提供する設備を契約に基づき卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者を使用させる場合であって、卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者による不適切な使用のため卸元電気通信事業者の設備が破損したこと、又はその利用者が卸元電気通信事業者の設備を紛失したこと等により、卸元電気通信事業者が損害をこうむった場合、卸先電気通信事業者が卸元電気通信事業者に対して責任を負うものとする。

<個人情報の取り扱いについて>

- ・卸先電気通信事業者は、提供するサービスの申込者又は利用者から、氏名、住所等、卸元電気通信事業者が契約で定める当該提供卸電気通信役務を卸先電気通信事業者に提供するために必要な情報を取得したうえ卸元電気通信事業者に通知する。なお、通知する必要がある項目については、卸元電気通信事業者が卸先電気通信事業者に提示する業務マニュアルの規定に従うものとする。
- ・別紙に定める場合において、卸元電気通信事業者が、卸先電気通信事業者及び卸先電気通信事業者が提供するサービスの申込者又は利用者の情報を第三者に開示する場合があることについて、卸先電気通信事業者はあらかじめ同意するものとし、卸先電気通信事業者が提供するサービスの申込者又は利用者あらかじめ承諾を得る

ものとする。

- ・卸先電気通信事業者は、別に契約する業務委託契約（「注文取次業務に関する契約」を含む。）等で取得した卸元電気通信事業者のお客様情報を、契約に関する業務に使用することはできない。卸先電気通信事業者が、このために違反した場合、契約及び別に締結する業務委託契約等の規定が適用されるものとする。

- ・別紙に定める場合は以下の場合とする。

[F T T Hアクセスサービス]

- (1) 協定事業者、特定事業者等から請求があった場合、又は事業者変更の変更先事業者から請求があった場合における、その協定事業者、特定事業者等の契約者又は変更先事業者への、卸先電気通信事業者又は卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者の氏名、住所等の情報の開示
- (2) 卸元電気通信事業者の委託により I P 通信網サービスに関する業務を行う事業者への通信履歴等卸先電気通信事業者又は卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者に関する情報の開示
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

[I P 電話]

- (1) 協定事業者から請求があった場合における、その協定事業者への卸先電気通信事業者又は卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者の氏名、住所及び契約者回線番号等の開示
- (2) 相互接続通信に係る契約を締結している場合であって、卸先電気通信事業者又は卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者がその相互接続通信を行う場合における、その相互接続通信に係る協定事業者への相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報の開示
- (3) 卸先電気通信事業者又は卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者が、契約者回線等から、音声 I P 契約約款に規定する付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合における、その付加機能を利用するものが指定するメールアドレスへの、通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等、通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容の電子メールによる開示
- (4) 卸元電気通信事業者の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う事業者への通信履歴等卸先電気通信事業者又は卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者に関する情報の開示
- (5) 卸先電気通信事業者又は卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者が利用回線から電気通信番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合における、その着信先の機関への卸先電気通信事業者又は卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者の契約者回線番号、氏名又は名称及び利用回線に係る終端の場所の開示
- (6) 卸先電気通信事業者又は卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者の番号情報を番号情報データベース（番号情報を収容するために乙が設置するデータベース設備）に登録している場合における、卸元電気通信事業者が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（卸元電気通信事業者が別に定める者に限る。）への番号情報の開示

(7) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

(8) 事業者変更の変更先事業者から請求があった場合における、変更先事業者への、卸先電気通信事業者又は卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者の氏名、住所等の情報の開示

<禁止事項について>

- ・卸先電気通信事業者は、卸元電気通信事業者から書面による承諾を得ることなく、当該提供卸電気通信役務を第三者に対して卸役務として提供することはできない。卸先電気通信事業者がこの定めに違反した場合であって、卸元電気通信事業者からの申し入れにかかわらず卸先電気通信事業者が違反行為を解消しようとしめない場合、卸元電気通信事業者は、違反が行われている回線の利用を停止したうえ、それでもなお違反が解消されない場合、卸先電気通信事業者への書面による通知をもって直ちに契約を解除することができる。なお、卸元電気通信事業者に損害が生じているときは、損害賠償の規定が適用されるものとする。
- ・卸先電気通信事業者は、当該提供卸電気通信役務を、主として自己（一定の基準を超える資本関係があるグループ会社等、実態として同一の企業と考えられる場合を含む。）の用に供することはできない。卸先電気通信事業者がこの定めに違反した場合、契約で定める提供料金に代えて別紙に定める契約約款等で規定する提供料金を、違反行為が行われている回線に対して、その提供開始日に遡り適用することとする。なお、卸元電気通信事業者に更に損害が生じているときは、当該損害につき損害賠償の規定が適用されるものとする。
- ・卸先電気通信事業者は、契約に基づき卸先電気通信事業者が提供しているサービスの利用者に対して、その契約解除を勧奨し、卸元電気通信事業者以外が提供するサービスへの乗り換えを故意に促進することはしないものとする。卸先電気通信事業者がこの定めに違反した場合、卸元電気通信事業者は申込みの方法等の規定に定める卸先電気通信事業者からの申込を停止することとし、それでもなお違反行為が解消されない場合、卸元電気通信事業者は卸先電気通信事業者への書面による通知をもって直ちに契約を解除するとともに、損害賠償（甲の違反行為により生じた乙の逸失利益及び余剰設備の除却費等に相当する額を含む。）を請求することができる。

<損害賠償について>

- ・契約に基づき卸元電気通信事業者が卸先電気通信事業者に提供する当該提供卸電気通信役務に係る損害賠償については、別紙に定める契約約款等の損害賠償に係る規定に従うものとする。
- ・卸先電気通信事業者は、契約の履行に関し、申込者、利用者その他の第三者との間に紛争を生じたときは、これによって卸元電気通信事業者に損害を被らせないようにするとともに、訴訟費用並びに弁護士費用を含む全ての費用を負担して責任をもって当該紛争を解決するものとする。この場合、卸元電気通信事業者に何らかの損害（訴訟費用並びに弁護士費用を含む）が生じたときは、直ちにこれを賠償するものとする。

<債権保全等について>

- ・卸元電気通信事業者は、卸先電気通信事業者が契約に係る債務の支払いを怠るおそれがあると判断した場合、卸先電気通信事業者に対して、指定する方法で債務の履行の担保を求めることができるものとし、卸先電気通信事

業者はそれに従うものとする。

<監査について>

- ・卸元電気通信事業者は、卸元電気通信事業者が必要と認める場合及び卸先電気通信事業者の契約の履行状況に疑義があると判断した場合、実態等を確認するために必要な範囲で、卸先電気通信事業者に対し無償で、関係資料及び情報の提出を求め、また、卸先電気通信事業者に事前通知のうえ、卸先電気通信事業者の事業所等においてその実態を調査することができるものとし、卸先電気通信事業者はそれに従うものとする。
- ・禁止事項の規定の履行状況の確認のため卸元電気通信事業者が上記の監査を求めたにもかかわらず、正当な理由なく卸先電気通信事業者がこれに応じない場合は、卸先電気通信事業者に禁止事項の規定の違反があったものとみなす。

<事業者変更の請求を行った場合の対応について>

[F T T Hアクセスサービス]

- ・光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が提供するサービスの利用者が、事業者変更の請求を行った場合、卸先電気通信事業者は卸元電気通信事業者が定める業務マニュアルの規定により、対応するものとする。

なお、卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者が卸元電気通信事業者の I P 契約約款により利用者に提供するサービスに事業者変更を行うための請求を行った場合、卸先電気通信事業者は卸元電気通信事業者が I P 契約約款に規定するところにより対応することに、あらかじめ同意するものとする。

[I P 電話]

- ・光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が提供するサービスの利用者が、事業者変更の請求を行った場合、卸先電気通信事業者は卸元電気通信事業者が定める業務マニュアルの規定により、対応するものとする。

なお、卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者が卸元電気通信事業者の音声利用 I P 通信網サービス契約約款により利用者に提供するサービスに事業者変更を行うための請求を行った場合、卸先電気通信事業者は卸元電気通信事業者が音声 I P 契約約款に規定するところにより対応することに、あらかじめ同意するものとする。

<利用者の意思に反する申込等について>

[F T T Hアクセスサービス]

- ・卸先電気通信事業者は、 I P 通信網サービスの転用（ I P 契約約款第 2 2 条の 2 に定めるものをいう。以下同じ。）に関して、転用前の I P 通信網契約者又は卸先電気通信事業者が提供するサービスの申込者若しくは利用者（以下、「当初の契約者」という。）の意思に反する又は意思と異なる内容の申込み（スラミングによるものを含む。以下同じ。）を行わないこととする。

上記にかかわらず、当初の契約者の意思に反する又は意思と異なる内容の申込みが発生したことについて、当初

の契約者からの申出があった場合は、卸先電気通信事業者の責任及び費用により対応するものとする。

なお、転用前の I P 通信網契約者の意思に反する又は意思と異なる内容の申出があったことについて、転用前の I P 通信網契約者から卸元電気通信事業者に申出があった場合は、卸元電気通信事業者が行った転用前の I P 通信網契約者の対応に要する一切の費用（可能な限り工事以前の原状に復帰するための工事実施に要する費用、その費用を卸先電気通信事業者へ請求するために要する費用及び転用前の I P 通信網契約者の逸失利益の補填を求められる等して卸元電気通信事業者に損害が発生した場合の当該損害の全額を含む。）について、卸元電気通信事業者が定める額を卸元電気通信事業者が請求するところに従い、卸先電気通信事業者が負担するものとする。

- ・卸先電気通信事業者は事業者変更の変更先事業者として業務を行う際には、変更元事業者が提供する光コラボレーションサービスの利用者又は卸先電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスの申込者若しくは利用者（以下、「事業者変更前の契約者」という。）の意思に反する又は意思と異なる内容の申込み（スラミングによるものを含む。以下同じ。）を行わないこととする。

上記にかかわらず、事業者変更前の契約者の意思に反する又は意思と異なる内容の申出が発生したことについて、事業者変更前の契約者からの申出があった場合は、卸先電気通信事業者の責任及び費用により対応するものとする。

なお、事業者変更前の提供サービス利用者の意思に反する又は意思と異なる内容の申出があったことについて、事業者変更前の提供サービス利用者から変更元事業者に申出があった場合は、卸元電気通信事業者が行った変更元事業者との対応に要する一切の費用（可能な限り工事以前の原状に復帰するために要する費用、その費用を甲へ請求するために要する費用）について、卸元電気通信事業者が定める額を卸元電気通信事業者が請求するところに従い、卸先電気通信事業者が負担するものとする。

上記に伴い、変更元事業者から損害賠償等の申出があった場合は、卸先電気通信事業者及び変更元事業者間での協議により解決するものとする。

[I P 電話]

- ・卸先電気通信事業者は、音声利用 I P 通信網サービスの転用（音声 I P 契約約款第 1 9 条の 1 2 の 2 に定めるものをいう。）に関して、転用前の契約者又は卸先電気通信事業者が提供するサービスの申込者若しくは利用者（以下、「当初の契約者」という。）の意思に反する又は意思と異なる内容の申込み（スラミングによるものを含む。以下同じ。）を行わないこととする。

上記にかかわらず、当初の契約者の意思に反する又は意思と異なる内容の申込みが発生したことについて、当初の契約者からの申出があった場合は、卸先電気通信事業者の責任及び費用により対応するものとする。

なお、転用前の契約者の意思に反する又は意思と異なる内容の申出があったことについて、転用前の契約者から卸元電気通信事業者に申出があった場合は、卸元電気通信事業者が行った転用前の契約者の対応に要する一切の費用（可能な限り工事以前の原状に復帰するための工事実施に要する費用、その費用を卸先電気通信事業者へ請求するために要する費用及び転用前の契約者の逸失利益の補填を求められる等して卸元電気通信事業者に損害

	<p>が発生した場合の当該損害の全額を含む。)について、卸元電気通信事業者が定める額を卸元電気通信事業者が請求するところに従い、卸先電気通信事業者が負担するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸先電気通信事業者は事業者変更の変更先事業者として業務を行う際には、変更元事業者が提供する光コラボレーションサービスの利用者又は卸先電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスの申込者若しくは利用者(以下、「事業者変更前の契約者」という。)の意思に反する又は意思と異なる内容の申込み(スラミングによるものを含む。以下同じ。)を行わないこととする。 <p>上記にかかわらず、事業者変更前の契約者の意思に反する又は意思と異なる内容の申込が発生したことについて、事業者変更前の契約者からの申出があった場合は、卸先電気通信事業者の責任及び費用により対応するものとする。</p> <p>なお、事業者変更前の提供サービス利用者の意思に反する又は意思と異なる内容の申込があったことについて、事業者変更前の提供サービス利用者から変更元事業者に申出があった場合は、卸元電気通信事業者が行った変更元事業者との対応に要する一切の費用(可能な限り工事以前の原状に復帰するために要する費用、その費用を甲へ請求するために要する費用)について、卸元電気通信事業者が定める額を卸元電気通信事業者が請求するところに従い、卸先電気通信事業者が負担するものとする。</p> <p>上記に伴い、変更元事業者から損害賠償等の申出があった場合は、卸先電気通信事業者及び変更元事業者間での協議により解決するものとする。</p> <p><事業者変更に係る付加サービスについて></p> <ul style="list-style-type: none"> 卸先電気通信事業者は事業者変更の変更先事業者として業務を行う際には、その事業者変更を行おうとする光コラボレーションサービス(光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスに限る。)において、変更元事業者が卸役務として提供を受けており変更先事業者が卸役務として提供を受けていない付加サービスの利用を利用者が事業者変更にかかわらず希望している場合、事業者変更後は、当該付加サービスについては当該利用者と卸元電気通信事業者との間の契約となる旨及び当該付加サービスの提供にかかる留意事項について、卸元電気通信事業者が定める業務マニュアルの規定により卸元電気通信事業者に代わって説明のうえ卸元電気通信事業者への情報提供を行うものとする。 <p>この場合を含め、卸先電気通信事業者が、卸元電気通信事業者が定める業務マニュアルの規定に基づく説明を行っていないことに起因し、卸先電気通信事業者の提供するサービスの利用者から異議、請求、損害賠償及びその他の申立がなされ、又は訴訟が提起される等紛争が生じた場合、卸先電気通信事業者は、自己の責任と費用により、これを解決することとする。</p>
<p>卸元電気通信事業者及び卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項</p>	<p>【卸元電気通信事業者及び卸先電気通信事業者が利用者に対して負うべき責任】</p> <p><個人情報の取扱いについて></p> <ul style="list-style-type: none"> 卸先電気通信事業者及び卸元電気通信事業者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守し、光コラボレーションモデルに関する業務の履行にあたり、電

気通信事業の運営におけるお客様情報の適正な取扱いを確保し、お客様のプライバシーを保護するものとする。

【卸元電気通信事業者が利用者に対して負うべき責任】

<ユーザサポート等について>

- ・卸元電気通信事業者は、卸先電気通信事業者から連絡を受けたとき、卸元電気通信事業者が設置した電気通信設備に故障があると認めた場合に限り、卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者に連絡の上、必要に応じ、利用者宅に作業員を派遣し、故障修理を実施する。

<利用者への連絡等について>

- ・卸元電気通信事業者は、卸元電気通信事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ない場合又は当該提供卸電気通信役務の提供上必要がある場合、卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者に直接連絡する必要がある。また、必要に応じ、その卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者に承諾を取ったうえ、卸先電気通信事業者へ連絡することなくその利用者宅に作業員を派遣し、作業を行う場合がある。

【卸先電気通信事業者が利用者に対して負うべき責任】

<サービスの提供について>

- ・卸先電気通信事業者は、契約に基づいて卸元電気通信事業者が卸先電気通信事業者に提供する当該提供卸電気通信役務を利用し、電気通信事業者としての責任において自己のサービスを提供する必要がある。
- ・卸先電気通信事業者は、電気通信事業者として、「電気通信事業法」、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」等の電気通信事業に係る法令及びガイドラインを遵守するものとする。
- ・卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者に対する提供契約の当事者は卸先電気通信事業者自身とし、利用者に対し、自己の責任において、販売、注文受付、サービス提供、料金請求・回収、問合せ対応等を行うものとする。

<販売活動について>

- ・契約に基づき卸先電気通信事業者が提供するサービスの販売活動において、卸先電気通信事業者は「消費者契約法」、「特定商取引に関する法律」等の消費者保護に関する法令を遵守する必要がある。
- ・販売活動において、卸先電気通信事業者がCMやホームページ等のプロモーションツール又はパンフレットやチラシ等のセールスツールを制作する場合は、「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」を尊重するものとする。
- ・卸先電気通信事業者による販売活動が消費者の権利を侵害するおそれがある場合は、卸元電気通信事業者は卸先電気通信事業者に対して改善を申し入れることができることとし、卸先電気通信事業者はそれに従うものとする。

	<p>る。</p> <p><ユーザサポート等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸先電気通信事業者は、電気通信事業者として、卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者からのサービスに関する苦情や問い合わせを受け付け、適切かつ迅速に処理をする必要がある。 ・卸先電気通信事業者は、卸先電気通信事業者が提供するサービスの利用者からサービスが利用できなくなったという申告があった場合、故障箇所の切り分けを行い卸元電気通信事業者が設置した電気通信設備に故障があると考えられる場合、卸元電気通信事業者が指定する故障対応窓口卸元電気通信事業者が指定する方法で迅速に連絡する必要がある。 ・卸先電気通信事業者が提供するサービスの申込者又は利用者からの連絡が、サービスに対する改善要望、料金等に対する苦情・問い合わせ等である場合は、卸先電気通信事業者は、卸元電気通信事業者に連絡することなく、自己の責任で対応するものとする。 <p><個人情報取扱いについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸先電気通信事業者は、提供するサービスの申込者又は利用者に対して、氏名、住所等、乙が契約で定める当該提供卸電気通信役務を卸先電気通信事業者に提供するために必要な情報を卸元電気通信事業者に通知することについて、適切な方法で同意を取る必要がある。
<p>電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用</p>	<p><工事費の分割支払いの適用等について></p> <p>[F T T Hアクセスサービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I P 契約約款 料金表 第2表 第2の1(8)(工事費の分割支払いの適用)については、卸元電気通信事業者が別に指定する方法に従ってその契約者回線の設置に係る工事に関する費用の支払い方法を卸先電気通信事業者が申し込みを行うこととする。なお、契約者回線の設置に係る工事に関する費用の支払いについては別に定める規定に準じて取り扱うこととする。 <p>[I P電話]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声I P 契約約款 料金表 第2表 第1の1(7)(工事費の分割支払いの適用)については、卸元電気通信事業者が別に指定する方法に従ってその契約者回線の設置に係る工事に関する費用の支払い方法を卸先電気通信事業者が申し込みを行うこととする。なお、契約者回線の設置に係る工事に関する費用の支払いについては別に定める規定に準じて取り扱うこととする。 <p><転用前における工事費の分割払い未完了の場合の残余の支払について></p> <p>[F T T Hアクセスサービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I P 通信網サービスの転用を行う場合であって、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用が、I P 契約約款料金表 第2表 第2の1(8)(工事費の分割支払いの適用)の規定による分割支払いを完了していない場合

	<p>は、その分割支払金の残余の期間の債務を卸先電気通信事業者を引き継ぐこととし、卸先電気通信事業者はその分割支払金を卸元電気通信事業者に支払うこととする。なお、卸元電気通信事業者が別に指定する方法に従って分割支払金の支払方法について卸先電気通信事業者が申し込みを行うこととし、分割支払金の支払いについては別に定める規定に準じて取り扱うこととする。</p> <p>[I P 電話]</p> <ul style="list-style-type: none"> 音声 I P 通信網サービスの転用を行う場合であって、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用が、音声 I P 契約約款料金表 第 2 表 第 1 の 1 (7) の規定による分割支払いを完了していない場合は、その分割支払金の残余の期間の債務を卸先電気通信事業者を引き継ぐこととし、卸先電気通信事業者はその分割支払金を卸元電気通信事業者に支払うこととする。なお、卸元電気通信事業者が別に指定する方法に従って分割支払金の支払方法について卸先電気通信事業者が申し込みを行うこととし、分割支払金の支払いについては別に定める規定に準じて取り扱うこととする。 <p>< 期間満了前に転用後の契約の解除があった場合の支払い等について ></p> <ul style="list-style-type: none"> I P 通信網サービスの転用を行う場合であって、転用前の契約者回線の設置に係る工事に関する費用の割引を受けており、転用前の当該提供卸電気通信役務の提供を開始した日から起算して、その提供を開始した日を含む料金月の 2 3 か月後の料金月の末日までの期間の満了前に転用後の契約の解除があった場合は、別に規定する額を卸元電気通信事業者が定める期日までに支払っていただく。ただし、卸元電気通信事業者が別に定める場合はこの限りではない。 <p>< 分割支払金の一括支払について ></p> <ul style="list-style-type: none"> 「工事費の分割支払いの適用等について」及び「転用前における工事費の分割払い未完了の場合の残余の支払について」にかかわらず、分割支払金を卸先電気通信事業者が卸元電気通信事業者に支払っている場合において卸先電気通信事業者を変更元事業者として事業者変更が行われた場合、その分割支払金を卸元電気通信事業者に一括して支払うものとする。
電気通信設備の使用の態様に関する制限	なし
重要通信の取扱方法	<p>[F T T H アクセスサービス]</p> <p>I P 通信網サービスの全部を提供することができなくなったとき、天災等の非常事態が発生又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援等のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、消防機関、警察機関等の機関に設置されている契約者回線等以外のものによる通信の利用を中止する場合がある。</p> <p>[I P 電話]</p> <p>通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序</p>

	の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、消防機関、警察機関等の機関に設置されている以外のものによる通信の利用を中止する場合があります。		
卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項	F T T Hアクセスサービス 1 0 0 M b / s のもの 1 0 0 B A S E - T X 8 端子コネクタ (I E C 6 0 6 0 3 - 7 準拠) 2 0 0 M b / s ・ 1 G b / s のもの 1 0 0 0 B A S E - T 8 端子コネクタ (I E C 6 0 6 0 3 - 7 準拠) 1 0 G b / s のもの 1 0 G B A S E - T 8 端子コネクタ (I E C 6 0 6 0 3 - 7 準拠)		
卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する提供卸電気通信役務の提供条件(①)又は卸先事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件(②)	①に該当するもの	光コラボレーションモデルに関する契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の構成 ・ 契約解除時の扱い ・ 準拠法 ・ 契約の分離取扱い ・ 存続事項
		I P 通信網サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象回線 ・ I P 契約約款の定めが適用されないもの ・ 業務運営の方法 ・ セキュリティファイルの供給 等
		音声利用 I P 通信網サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象回線 ・ 付加機能使用料 ・ 音声 I P 契約約款の定めが適用されないもの ・ 業務運営の方法 ・ 番号ポータビリティ 等
		ルータ機能付回線接続装置貸出サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 装置ごとに月額料金 等
		無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置貸出サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 装置ごとの月額料金 等
		I P v 6 通信相手先拡張機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 契約者回線ごとの月額料金 等

		通信相手先識別符号 追加機能	・ 1 の通信相手識別符号ごとの月額料金 等	
		I P 通信網サービス (ライトプラス)	・ 利用料金の支払い ・ 情報量に応じた加算料等の適用 等	
		24時間出張修理オプション	・ 対象回線 ・ 提供条件 等	
		7 - 22時出張修理オプション	・ 対象回線 ・ 提供条件 等	
	②に該当するもの	端末設備貸出サービス	・ 1 装置ごとの月額料金 等	
		フレッツ・テレビ伝送サービス	・ 1 回線当たりの月額料金 ・ 1 契約ごとの転用手続き費 ・ 法人利用者向け提供に関する取扱い 等	
		リモートサポートサービス	・ 1 回線当たりの月額料金 ・ 1 契約ごとの転用手続き費 等	
	※ 上記サービスの一部について、1 契約当たりの新規販売奨励金あり			
	有効期間を定めるときは、その期間	<p>○契約は、契約締結日から有効になる。</p> <p>○ライトプラスの提供について、新規申込の停止日及びサービス提供の終了日を設定（新規申込の停止日：令和5年3月31日、サービス提供の終了日：令和7年3月31日）</p> <p>○新規販売奨励金に関する費用について申込期間等を設定（具体的な期間については非公表）</p> <p>○工事に関する費用（契約者の移転）について申込期間等を設定（具体的な期間については非公表）</p> <p>○光回線へ移行する際の初期費用の割引（フレッツ・ADSL、フレッツ・ISDN、INSネット64、NTT東日本・西日本以外の電気通信事業者が提供するADSLサービス、ケーブルテレビ事業者が提供するインターネットサービスからの移行に関するもの）について申込期間等を設定（具体的な期間については非公表）</p> <p>○初期工事費割引（10Gb/sのもの）について申込期間等を設定（具体的な期間については非公表）</p>		

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○光回線の申込キャンセル抑止に向けた支援金（具体的な期間については非公表）○品目変更奨励金に関する費用（具体的な期間については非公表）○二段階定額メニューから他品目へ品目変更する際の工事費用の割引（具体的な期間については非公表）○岡山県勝田郡奈義町におけるフレッツ光マイタウンファミリー、ファミリーライトタイプからフレッツ光ネクストへ移行する際の工事費用の割引について申込期間等を設定（具体的な期間については非公表） |
|--|---|